

# REP Performance Stage 会員規約

2021年3月11日

## 第1条(名称および所在地)

当スクールは「REP Performance Stage」と称し、埼玉県春日部市中央1-57-12に主たる事務所を置く。

## 第2条(運営)

当スクールの運営・管理(会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はREP Performance Stageが行います。

## 第3条(目的)

当スクールは、ダンス、フィジカルトレーニングをメインとし踊ることを通じて、個人の技術の上達と心身の育成を図るとともに、健康で明るい地域社会づくりを振興することを目的とします。

## 第4条(入会の手続き)

当スクールに入会できる方は、各コースに定められた資格に該当し、当スクールの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「会員」といいます。)未成年者が会員になるうとするときは、親権者の同意書を必要とします。

## 第5条(会員の種類及び指導日時)

当スクールの会員種類及び各要件は別に定める通りです。会員種類及び各要件は変更になる場合があります。また、会員は別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとします。

## 第6条(レッスン内容)

当スクールは、各コースに応じた指導要項及び細目を設定します。指導要項及び細目に基づく個別的、具体的指導方法はインストラクターが決定します。

## 第7条(会費等支払い)

会員は、当スクールの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払い期限及び支払い方法等は当スクールが定めるものとします。(月会費は、会員がスクールの会員資格を有する限り、現実に当スクールを利用しない場合も支払い義務が発生します。)当スクールでは2ヶ月の未納が続いた場合、利用停止とさせていただきます。また、指定日までに未納分の精算が行われない場合、強制退会となる場合がございます。強制退会後も未納分支払いの義務は生じ、会員が会費又は受講料その他の債務の支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年5%の割合で計算される金額を延滞利息として、会費又は受講料その他の債務と一括して、当スクールが指定する方法で支払を求めることがあります。その際の必要な振込手数料その他の費用は、すべて当該会員の負担とします。

## 第8条(会費の不返還)

一旦入金した会費等は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

## 第9条(退会)

会員は、当スクールを退会することができます。この場合、所定の退会申請を当スクールに受理をされた日が当月1日から15日までは翌月、当月16日から末日の受理は翌々月をもって退会とします。なお、当スクールが退会申請を受領しない限り、会費の支払い義務は発生するものとします。また、以下のような場合ですと退会申請は受理されません。

退会する月の月謝までで、未払いの料金がある場合。  
休会終了月に退会を希望する場合。  
担当インストラクターやスクール事務局への口頭での退会申請。

※本書発行時点での申請方法は代表インストラクターRENA(田渡礼奈)への直接の連絡(メール、LINE)申告となります。

## 第10条(休会)

会員は当スクールを休会することができます。休会申請は当スクールに受理をされた日が当月1日から15日までは翌月、当月16日から末日の受理は翌々月をもって休会とします。

但し、下記の理由のみ随時認める場合もございます。

当スクールのレッスン中に怪我に遭遇した場合。  
入院が必要な場合。  
骨折など歩行が困難な場合。  
重大な事故に遭遇した場合。

原則として所定の手続き以外での休会申請は受理できません。  
※本書発行時点での申請方法は代表インストラクターRENA(田渡礼奈)への直接の連絡(メール、LINE)申告となります。

休会中は毎月1,000円(税抜)の休会費が発生します。  
休会を申請する際には、休会月までの月謝に未納がございますと休会申請は受理されません。  
原則として所定の手続き以外でのプラン変更申請は受理できません。  
※本書発行時点での変更方法は代表インストラクターRENA(田渡礼奈)への直接の連絡(メール、LINE)申告となります。

## 第11条(振替・プラン変更)

当スクールでは、いかなる場合も個人都合での振替受講を認めておりません。

翌月以降の受講プランの変更は、当月15日までにを行うものとします。  
それ以降の申請につきましては翌々月からの適応となります。

## 第12条(会員資格の喪失)

当スクールは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

当スクールの定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)  
当スクールの施設を故意に毀損したとき。  
当規約、その他当スクールが定める規約に違反したとき。  
当スクールの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。  
入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。  
会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。  
伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。  
当スクールの合理的な指示・指導に従わないとき。  
その他当スクールが、社会通念に照らし、当スクール会員としてふさわしくないと認められたとき。  
再三の警告にも関わらず隣施設駐車場を使用していたとき(第17条記述)。

## 第13条(レッスン運営)

各コースは基本的に当スクールが指定した同一講師にて授業を行います。講師の急病や不慮の事故などの止むを得ない事由により、代行講師への変更やレッスン休講になる場合があります。講師の責による休講の場合は振替レッスンを行います。振替レッスン不参加による分の返金は致しかねます。

## 第14条(傷害事故)

レッスン受講中の傷害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応するものとします。  
むちうちや関節痛など医学的他覚所見がないものはスポーツ傷害保険の対象となりません。  
レッスン中、講師の指示を無視した行動、またレッスン時間外の自主練習や遊びの中での事故の責任は負いかねます。  
当スクールでの事故および怪我は、発生より1週間以内に当スクールまで報告が無い場合、補償の対象となりません。

## 第15条(料金の変更)

当スクールは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。  
この場合、当スクールは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当ホームページにて会員に告知するものとします。

## 第16条(施設の休館日・閉鎖・変更)

当スクールは、原則として当スクールホームページのスケジュール、各種SNSでの告知、公式LINEからのお知らせに掲載している日を定休日及び季節休業とします。  
またその定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、イベント開催、その他当スクールの都合により休業や開催時間を変更することがあります。  
なお、休業に関するお知らせは、原則として2週間前までに当スクールホームページに掲載します。  
ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲載することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。  
当スクールは次の場合、クラブ施設の全部または一部を閉鎖することができます。  
気象・災害・その他の理由により、営業が不可能と認められるとき。  
施設の改善または補修のとき。  
地方公共団体もしくは、これに類する団体の主催する行事に参加するとき。  
当スクールが企画し、実施する諸活動を行うとき。  
経営上、重大な理由があるとき。  
当スクールは必要に応じて施設の変更を行うことができます。

## 第17条(規則の遵守および責任、賠償)

会員は当スクールが定める本規約・入会案内・その他の注意事項を守らねばなりません。  
当スクール内で発生した盗難・傷害・遺失物・その他の事故について、当スクールは一切の責任を負わないものとします。  
会員は事故の責任に帰すべき原因により、当スクールまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。  
また、当スクール施設隣(埼玉県春日部市中央1-57-14)錦栄中央ビル駐車場は当スクールと一切関係のないものとなり、一時的なものを含む全ての駐車を禁止しております。(隣施設利用時は別とするが、駐車場利用は隣施設規約に準ずる)  
これにより生じた駐車場料金の請求など含むものは全て当事者が負担するものとし、当スクールは一切関与しないものとする。  
また、これにより当スクールに損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。

## 第18条(附則)

本規約の改定及び変更は当スクールにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。  
なお、当スクールが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の原則2週間前までにその内容を施設内への掲示板及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。  
本規約は、2021年3月11日より施行します。